

施設・機械等の支援補助事業の比較（産地支援タイプの国庫事業）

| 事業名                | 国庫  |  | 国庫  |   |   | 水田農業高収益作物導入推進事業(都道府県推進)   |
|--------------------|---|--|---|---|---|---|
|                    | 強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）  | 産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）  | 産地生産基盤パワーアップ事業(国産シェア拡大事業（園芸作物）)   |   |   |   |
|                    |   |  | 生産体制合理化実践推進支援   | 新素材活用生産資材の導入支援  | 出荷作業合理化実践   |   |
| 対象地区               | 農業振興地域内<br>高度環境制御栽培施設及び次世代型大規模園芸施設等については、農業振興地域外で設置できる場合がある。  | 農業振興地域内<br>生産支援事業、高度環境制御栽培施設及び次世代型大規模園芸施設については、農業振興地域外で設置できる場合がある。   | 設定無し  | 設定無し  | 農業振興地域内<br>生産支援事業、高度環境制御栽培施設及び次世代型大規模園芸施設については、農業振興地域外で設置できる場合がある。  | 水田地帯であり、水稲から園芸（野菜、花き）への作付転換により、園芸産地の育成を図る地区   |
| 対象者                | 県、市町村、農業者の組織する団体等   | 県、市町村、農業者の組織する団体等  | 生産者団体   | 生産者団体   | 生産者団体   | 生産者団体、<br>生産者・実需者・地方自治体等から構成される協議会  |
| 対象となる内容<br>(主な要件等) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・集出荷貯蔵施設、生産技術高度化施設、農産物処理加工施設等の産地基幹施設</li> <li>・総事業費5,000万円以上</li> <li>・受益農従事者が5名以上</li> <li>・品目別に受益面積要件がある。</li> </ul> (露地野菜)10(5)ha、(施設野菜)5(3)ha以上<br>※カッコ書きは中山間地域の場合<br>・低コスト耐候性ハウス500㎡以上、高度環境制御栽培施設制限なし、次世代型大規模園芸施設1ha以上等の特例あり<br>・同種・同能力の施設等の更新は対象外<br>・GAPの取組を要件化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備事業（集出荷貯蔵施設、生産技術高度化施設、農産物処理加工施設等の産地基幹施設など）</li> <li>・生産支援事業（農業機械のリース、パイプハウスの資材、果樹の改植など）</li> <li>・品目別に受益面積要件がある。</li> </ul> (露地野菜)10(5)ha、(施設野菜)5(3)ha以上<br>※カッコ書きは中山間地域の場合<br>・同種・同能力の施設等の更新は対象外<br>・整備費等が50万円以上 | 加工・業務用野菜の契約取引拡大に必要な農業用機械等、予冷・貯蔵庫等の設備のリース導入<br>・重点7品目加算（たまねぎ、アロカリ、ねぎ、ほうれんそう、かぼちゃ、にんじん、えだまめ）<br>なお、総出荷量又は総出荷額のうち7品目が占める割合を25%以上とすることが必須                                     | ア、イのいずれか又はア、イの両方に取り組むことができる。<br>ア野菜の生産拡大に必要な生分解性マルチの導入の支援<br>イ生分解性マルチの導入による効果等の情報発信に係る取組<br>・重点7品目加算（たまねぎ、アロカリ、ねぎ、ほうれんそう、かぼちゃ、にんじん、えだまめ）<br>・冷凍野菜、加工・業務用用途加算<br>・情報発信の取組加算<br>なお、総出荷量又は総出荷額のうち7品目が占める割合を25%以上とす | 集出荷貯蔵施設の整備。ただし11型プラスチックパレットの導入に必要な以下の取組に限る。<br>ア、導線の変更に伴うレール改修等の施設改良<br>イ、パレタイザー、フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハ<br>・重点7品目加算（たまねぎ、アロカリ、ねぎ、ほうれんそう、かぼちゃ、にんじん、えだまめ）<br>・鉄骨ハウス等のリース、パイプハウス等の資材費<br>・同種・同能力の機械等の更新は対象外 | 生産者・実需者・地方自治体等から構成される協議会<br>・産地の合意形成（検討会の開催、現地講習会、先進地視察等）、栽培技術の確立に向けた取組等（実証ほ場での栽培試験、生産者間の勉強会）、にかかるとの経費<br>・機械のリース（トラクター、汎用性の高いもの、中古機械は対象外）<br>・鉄骨ハウス等のリース、パイプハウス等の資材費<br>・同種・同能力の機械等の更新は対象外 |
| 補助率及び補助金額上限        | 補助率：1/2、1/3以内（内容によってその他の補助率あり）<br>上限：施設の種類、品目別に設定がある。   | 補助率：1/2以内<br>上限：施設の種類、品目別に設定がある。<br>果樹の改植は定額   | 1/2以内、1事業計画当たりの補助限度額は5千万円<br>※本体価格が50万円以上のものに限る   | アは定額（1/2相当）、イは定額<br>※1事業計画当たりの補助限度額は、ア又はアとイの両方に取り組む場合は2千5百万円（ただし、イの取組については50万円を上限）、イのみ取り組む場合は50万円。  | 1/2以内   | 補助率：ハード1/2以内、ソフト定額  |
| 目標設定               | 目標を2つ設定<br>施設の種類、品目別にメニュー表から選択する。<br>併せて費用対効果を算出し、効果が費用を上回る必要がある。   | 産地として以下のいずれかの成果目標を設定<br>①生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減<br>②販売額又は所得額の10%以上の増加<br>③契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること<br>④需要減が見込まれる品目・品種から需要が見込まれる品目・品種への転換率100%<br>⑤輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加（新たに輸出に取り組む場合、総出荷額に占める輸出向け出荷額5%以上又は輸出向け年間出荷量10トン以上を向上）                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約栽培の割合を10%以上増加させ、かつ契約栽培の割合全体を50%以上とすること</li> <li>かつ、</li> <li>・単位面積当たり又は単位収量当たりの労働時間を10%以上縮減する生産とすること（労働生産性の10%以上を向上）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象品目の全出荷量に占める契約栽培取引量を10%以上増加</li> <li>または、</li> <li>・10a当たり労働時間を10%以上削減</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。）を5%以上削減すること</li> </ul>   | 産地として以下の成果目標を設定<br>・目標年度に新しく育成される産地規模の契約取引割合30%以上   |
| 配分基準               | 目標設定の水準によって決められたポイントを算出し、ポイントの高い事業から予算の範囲内で配分となる。   | 目標設定の水準、受益者数、事業内容によって決められたポイントを算出し、ポイントの高い事業から予算の範囲内で配分となる。  | 目標設定の水準、受益者数、事業内容によって決められたポイントを算出し、ポイントの高い事業から予算の範囲内で配分となる。   | 目標設定の水準、受益者数、事業内容によって決められたポイントを算出し、ポイントの高い事業から予算の範囲内で配分となる。   | 目標設定の水準、受益者数、事業内容によって決められたポイントを算出し、ポイントの高い事業から予算の範囲内で配分となる。   | 産地規模、成果目標の契約取引割合によって決められたポイントを算出し、ポイントの高い事業から予算の範囲内で配分となる。  |
| 予算額                | R3当初：141億円の内数<br>R4当初：125億円の内数<br>R5当初：120億円の内数   | R2補正：341億円<br>R3補正：310億円<br>R4補正：306億円   |   | R4補正：25億円   |   | R2当初：11億円の内数<br>R3当初：10億円の内数<br>R4当初：10億円の内数  |